

令和3年 第3回

宮崎市教育委員会（定例会）

会 議 録

公 開 部 分

令和3年 第3回宮崎市教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和3年3月17日(水) 13:40～15:30

2 場 所 教育委員会室

3 出席者 【教育長・教育委員】

西田教育長、今門代表教育委員、畠山委員、柳田委員、片山委員

【事務局】

迫田教育局長

(企画総務課) 川辺課長、井上補佐、河野室長、

堀指導主事、鬼束主任主事、三角主任主事、河野主事

(学校施設課) 野口課長

(学校教育課) 牧野課長、小川補佐

(教育情報研修センター) 富田所長

(生涯学習課) 中野課長、富主幹

(保健給食課) 大賀課長

(文化財課) 白坂課長

4 議 案

番号	件名	説明者
議案第6号	課長相当職以上の職にある者の人事異動について	教育局長
議案第7号	宮崎市教育委員会事務局処務規則の一部改正について	教育局長
議案第8号	宮崎市教育委員会事務決裁規程の一部改正について	教育局長
議案第9号	宮崎市公民館処務規則の一部改正について	地域コミュニティ課長
議案第10号	宮崎市佐土原交流プラザ管理規則の一部改正について	地域コミュニティ課長
議案第11号	宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程の一部改正について	地域コミュニティ課長
議案第12号	宮崎市公民館条例施行規則の一部改正について	地域コミュニティ課長
議案第13号	宮崎市コミュニティセンター条例施行規則の一部改正について	地域コミュニティ課長

5 報 告

番号	件名	説明者
報告第9号	新型コロナウイルス感染症に係る対応について	教育局長
報告第10号	令和3年第2回宮崎市議会定例会(3月)の報告について	教育局長
報告第11号	令和2年度宮崎市特別支援教育就学相談委員会(答申及びまとめ)の報告について	学校教育課長
報告第12号	令和2年度第4回宮崎市いじめ防止対策委員会の報告について	学校教育課長
報告第13号	事故等の報告について	学校教育課長
報告第14号	臨時代理の報告について	学校教育課長

西田教育長	<p>それでは定刻になりましたので、ただ今から、第3回教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>本日の傍聴者は、ありません。</p> <p>それでは、会次第「2 会議録署名人の指名」です。本日の会議録の署名人は、私西田と、畠山教育委員を指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
委員	異議なし。
西田教育長	<p>それでは、会次第「3 行事報告等」に入ります。1ページをお開きください。</p> <p>「(1) 教育長報告」ですが、報告案件はございません。</p> <p>次に、「(2) 委員報告」は、こちらに記載のとおりとなっておりますが、2月17日(水)にオンラインで開催された「令和2年度市町村教育委員会オンライン協議会」について、参加された委員の皆様のご感想をお伺いしたいと思います。資料の2ページをお開きください。それでは、順番によろしいでしょうか。それでは、今門代表教育委員からお願いします。</p>
今門代表教育委員	<p>私と柳田教育委員、片山教育委員が参加した文部科学省が主催の「令和2年度市町村教育委員会オンライン協議会」について報告します。2月17日(水)午後2時から4時30分まで、各教育委員はそれぞれ別の会議室でパソコンを繋いで参加し、私が教育委員会室、柳田教育委員が5A会議室、片山委員が5B会議室でした。参加者は、私たちを含めた、指定都市を除く、市町村教育委員会の教育長および教育委員で、全国で260名を超える参加があったとのこと。4つのテーマで4つの分科会が設定され、その中の2つの分科会を事前に選び、決まった分科会に参加する形で行われました。1つの分科会には60名ほど参加者いますので、5、6人ずつのグループに分けられ、そのグループで協議を進めていくという方法の研修会でした。この会に参加するにあたり、事前に1時間ほどの行政説明等をYouTubeで視聴する必要がありましたので、自宅で視聴し勉強してから参加しました。</p> <p>私が参加した分科会について、説明します。まず、「教育の情報化について」というテーマに参加しました。5人のグループでしたが、いずれの県の教育長さんも教育委員さんも、専門用語が飛び交っており、教育の情報化について詳しいという印象を受けました。ここでは、今後の課題として3点出されました。一つ目は、これからの教育の研修のあり方について。二つ目は、数年後にこのタブレット等の更新の際の予算問題について。三つ目は、パソコンを使う事による児童生徒の健康問題について。この3つが今後の課題になるだろうということでした。</p> <p>次に、第2分科会「いじめ・不登校支援について」に参加しました。参加者のいずれの市町村も同様な悩みを抱えて、同様な取組をしているという印象を受けました。いじめについては、栃木県小山市では、中学校の代表生徒を集めて、いじめサミットを実施し、そこで話し合った事を、各学校に持ち帰り、その学校の生徒会が自主的にいじめ撲滅週間という取組を行っているという報告があり、大変良い取組だなと感じました。</p> <p>初めてのオンラインによる会議の参加と言う事で、機器等の操作に不安がありましたが、企画総務課の職員の皆さんが、綿密に準備</p>

	<p>をしてくださったおかげで、無事に終了しました。心から感謝いたします。ありがとうございました。いい経験をさせていただきました。以上です。</p>
柳田教育委員	<p>私は2、3の分科会「いじめ・不登校支援について」と「地域と学校の連携協働について」の2つ参加させていただきました。全体的にどこの市町村も同様の悩みを抱えているという印象を受けました。</p> <p>まず、いじめ・不登校についての分科会では、皆さんが一番関心を持っていたことは、不登校の児童生徒に対応するためのオンライン授業についてです。多くの県は、本年度、タブレット端末の配布等が整ったので、4月から実践に向けて動き始めたいとおっしゃっていました。宮崎の場合は既にとり組んでいる状況だと思いますが、いじめに関しては、宮崎県は認知件数が多いということについて、お話ししました。アンケート等による結果から、教師と保護者との話し合いをしたり、一人の先生が抱えるのではなく、二人の先生によるダブルチェックをしながら、非常に手間暇かけ細かく把握しているため、認知件数が多いということを自慢してきました。</p> <p>次に、地域と学校の連携協働についての分科会では、どのようにして地域の中から協力してくださる方を集めるのかという難しさなどについて話をしました。もともとその土地にいる人が中心となってしまい、新しく入ってきた人が関わりにくかったりするという話を聞きました。また、その地域の伝統芸能などをきっかけに関係を見だしていくということに関して、宮崎はどうですかと聞かれ、佐土原や清武の地域でも伝統芸能を入りに口に交流をされていることを改めて思い出したところでした。</p> <p>他の市町村の話を書くという事が通常全くないので、様々な取組について聞くことができ楽しかったです。</p>
片山教育委員	<p>私は「いじめ・不登校支援について」と「地域と学校の連携協働について」という分科会に参加させていただきました。</p> <p>まず、1つ目の分科会「いじめ・不登校支援について」では、兵庫県の伊丹市の方が、自殺があった時に初期対応を大事されていたという話をされて、大変思いのこもったお話があり、参考になりました。また、その伊丹市が、不登校の子の居場所として、放課後子どもたちが過ごしやすい場所を作っているという話を聞きました。宮崎市では、学校によっては、居場所がない子どもたちが多数いますし、体の調子が悪い子しか保健室を使えないという学校とかもあつたりするので、不登校ぎみの子どもたちの居場所というのが、どの学校でもあるような取組があるといいなと思ったところです。また、宮崎市では、LINEを使った悩み相談の取組を実施し、一週間で、300人程度の登録があつたとお話をしたら、皆さんに興味をもっていただき、参考にしたいとおっしゃられていました。</p> <p>第2分科会「地域と学校の連携協働について」では、コミュニティスクール推進していく中で、大阪の交野市では、小中一貫校の設置についても同時に進めていくというお話を聞きました。私としては、小中一貫校というのは、すごく魅力的な体制で、子どもたちにとって理想的な環境であるということをお話を聞いています。小学校6年生から中学1年生の子どもたちの支援で関わるなかで、小学6年生から中学1年生への移行というのは、大きく環</p>

	<p>境が変わるため、生きづらさを抱えている子どもたちが多く、すごく大きな壁であることを目の当たりにしているので、すごくいい取組だなと感じました。</p> <p>また、以前、自治会便りという冊子で、宮崎市のある自治会で、中学生が高齢者の家庭のゴミ出しをしているという記事を読ませていただきました。そのことを思い出したので、コミュニティスクールの協議会では先生方や、保護者、地域の大人の方が、協議されるが、子どもは入らないのですかということ聞いてみました。私自身まだコミュニティスクールのことは、完全に理解ができていないのですが、子どもたちに与えるだけではなく、子どもたちと一体体に動けるような取組があってもいいのかなど思っているという意見を伝えました。子どもは未熟ではありますが、大人のミニチュアではないので、地域の中で共助する意識を子どもの頃から学ぶ機会があれば、よりよい環境で子どもたちが地域の中で主体的に行動することができるのではないかという意見もいただいたので、何か取り組んでいただけたらいいなと思っています。</p>
西田教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に「(3) 教育局長報告」です。2月19日(金)から3月12日(金)で開催されました「令和3年第2回宮崎市議会定例会(3月)」につきましては、後ほど議事の報告として、事務局から説明いたします。</p> <p>次に、「(4) 各課行事報告等」でございますが、②学校教育課の「令和2年度宮崎市特別支援教育就学相談委員会」、「令和2年度第4回宮崎市いじめ防止対策委員会」につきましても、後ほど議事の報告として、事務局から説明いたします。</p> <p>また、③教育情報研修センターにございます『人型ロボット「Pepper」感謝状贈呈式』につきまして、事務局から報告をお願いいたします。”</p>
富田教育情報研修センター所長	<p>3月10日水曜日に、人型ロボット「Pepper(ペッパー)」の感謝状贈呈式が行われました。ペッパーは、ソフトバンク株式会社が開発した人型ロボットで、宮崎市とソフトバンクは令和2年10月に地方創生促進に向けた連携協定を締結して、教育支援の充実を推進していました。そこで、県内に回転寿司チェーン「寿司虎」を経営される「虎コーポレーション株式会社」が、質の高い教育を皆にとというSDGsの開発目標の達成に向けた地域貢献活動の一環として、ソフトバンクが展開しているペッパーを活用したプログラミング教育支援の趣旨に賛同をいただきました。虎コーポレーションはソフトバンクとペッパーのリース契約3年を締結し、虎コーポレーションは宮崎市に対し3年間、ペッパーを無償で貸与していただきました。今後は、えびの市で養豚をされている「レクスト」や、宮崎銀行などの企業の賛同なども只今検討されていますので、順次ペッパーの設置が増えていく予定です。</p> <p>まず、第一弾として、宮崎市教育情報研修センターに設置していますが、訪問していただく先生や、子どもたちにまずは触れていただくということを考えております。台数が増え次第、学校に貸し出しをして、実際にプログラミング教育の中で活用していただくことも考えております。今回は、虎コーポレーションの中村社長に感謝状を贈呈させていただきました。説明は以上です。</p>

西田教育長	<p>それでは、これまでの報告に対する質問や、委員の方でお気づきになった点、また感想等ありましたらお願いします。</p>
今門代表教育委員	<p>私が参加した「STOP! コロナ差別オールみやざき共同宣言」の発出式について、簡単に報告をさせていただきます。新型コロナウイルスに感染した人、あるいは医療関係者に対する誹謗中傷が非常に多いという現状があり、そういった誹謗中傷の防止を目的として共同宣言を採択しようという趣旨のもとに開かれたものです。県と31の関係団体が参加し、共同宣言を発出しました。</p> <p>ここで、共同宣言文を読ませていただきます。「私たちは、感染した方々や、その御家族などへの差別や誹謗中傷は絶対に許しません。私たちは、最前線で治療や社会生活の維持にあたる医療従事者や関係者の方々に心から感謝し、エールをおくります。私たちは、お互いを思いやる心と優しさを忘れずに、新型コロナウイルス禍の困難な状況を乗り越えていきます。」以上です。</p>
西田教育長	<p>ありがとうございました。大切な事ですね。</p> <p>他にないようでしたら、会次第「4 議事」に入らせていただきます。3ページをご覧ください。本日、議案が8件です。</p> <p>議案第6号「課長相当職以上の職にある者の人事異動について」と、議案第7号「宮崎市教育委員会事務局処務規則の一部改正について」、議案第8号「宮崎市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」は、傍聴者・事務局職員の退室の必要がございますので、会次第7「行事予定」の説明後に、ご審議いただきます。</p> <p>それでは、つづきまして、議案第9号「宮崎市公民館処務規則の一部改正について」から議案第13号「宮崎市コミュニティセンター条例施行規則の一部改正について」は全て関連いたしますので、一括して説明をお願いします。</p>
宮里地域コミュニティ課長	<p>地域コミュニティ課からは、「議案第9号宮崎市公民館処務規則の一部改正について」、「議案第10号宮崎市佐土原交流プラザ管理規則の一部改正について」、「議案第11号宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程について」、「議案第12号宮崎市公民館条例施行規則の一部改正について」、「議案第13号宮崎市コミュニティセンター条例施行規則の一部改正について」の5議案について説明します。</p> <p>まず、資料の7ページ「議案第9号宮崎市公民館処務規則の一部改正について」です。提案理由は、宮崎市公民館等（中央公民館を除く。）の使用許可等に係る事務決裁の取扱いを変更するためです。事務決裁の取扱いを変更する理由としましては、資料の26ページ、議案第9号～議案第13号別紙1をご覧ください。</p> <p>まず、「1 背景」です。本市では、「1中学校区ごとに1館」の整備方針のもとに設置した公立公民館等について、生涯学習と地域コミュニティ活動の拠点となるよう、平成21年度から、教育委員会の補助執行として、市長部局の地域振興部及び各総合支所で管理運営を行っているところです。</p> <p>次に、資料の28ページをご覧ください。本市の公立公民館等は、現在、表の一番下にございます生涯学習課所管の中央公民館以外は、各地域自治区の事務所である、地域事務所、地域センター、総合支所の市民福祉課にそれぞれ所属しています。使用料の減免の決定にあたっては、表の左側の、各部局の長、地域振興部長、各総合</p>

支所長、教育局長がそれぞれ権限を有していますが、各公立公民館等はそれぞれ離れて立地しているため、これまで実態として、事後に決裁を受ける運用がなされておりました。このような中、ここで、先ほどの資料の26ページにお戻りいただいて、「1 背景」の2つ目にあるとおり、令和2年度の定期監査において、現在の事務が不適切であるとの指摘がなされました。

この監査の指摘を受け、市民サービスの低下を招かずに使用料減免の決裁を適正に行えるよう、関係部局との協議を行いました。その結果として、「2 今後の取り扱い」にあるとおり、使用料減免の決裁について、部長や総合支所長等の専決事項から、公立公民館等が所属する地域自治区事務所長等、具体的には、地域まちづくり推進室長、地域センター長、地域市民福祉課長の専決事項に変更したいと考えています。なお、中央公民館については、生涯学習課長の専決事項とする予定です。また、現在は、館長の専決事項である使用許可等についても、地域自治区事務所に所属していない中央公民館以外は、あわせて各地域自治区事務所長等の専決事項とし、今後、地域のまちづくりを担う地域自治区事務所と公立公民館等が一体となって、管理運営を進めていきたいと考えています。

「3 期待される効果」としては、公立公民館等の事務を、地域自治区事務所長等の専決とすることで、公立公民館等が各地区の生涯学習及び地域コミュニティ活動の拠点として、より充実し、地域性や住民ニーズに応じた取組が一層進展するものと考えています。

次に、資料の27ページ、議案第9号～議案13号別紙2をご覧ください。公立公民館等の事務の専決者の見直しのイメージ図です。上が、現行の取扱で、右側の四角の枠に記載のとおり、公民館等の運営の軽易な企画や公民館等の使用許可、公民館等の使用許可の取消については、館長の専決事項として、これまで公立公民館等の中だけで完結していました。しかし、来年度からは、下の変更後の取扱にあるとおり、地域自治区事務所が公立公民館等の職員と一体となって管理運営を行う方法になります。議案第9号から議案第13号につきましては、ただいまご説明した事務取扱の変更に伴う、規定や様式の改正を行うものです。

次に、資料14ページから16ページかけまして、議案第11号別紙の新旧対照表のうち、第4条をご覧ください。これまで、公立公民館等の館長の専決であった事項を、地域自治区事務所長等の専決事項としたとしても、例えば、地域自治区事務所の閉庁日である土曜日に、当日、公立公民館等を使用したいという申請があった場合等に対応できるよう、緊急時等には館長が現場で代決、専決者に代わって決定ができる権利を付与しています。これにより、今回の改正による市民サービスの低下を防ぐことができると考えております。ただいま説明した議案第11号については、本日お配りした当日差替資料をご覧ください、それぞれの長が指定する職員というのは、各館長のことを示しており、館長が代決ができるという規定を設けるための改正を行うものです。

次に、資料の20ページ、「議案第13号宮崎市コミュニティセンター条例施行規則の一部改正について」をご覧ください。この議案については、これまでご説明した公立公民館等の事務取扱の変更に伴う改正のほか、提案理由にもあるとおり、宮崎市追手地区コミュニティセンターの用途廃止を行うことによる条例改正を行います。

	<p>したので、それに伴い規則改正を行う必要があることから、今回提出するものです。</p> <p>はじめに、宮崎市追手地区コミュニティセンターの用途廃止に至った、地元自治会への「施設譲渡」について説明します。資料の25ページ、議案第13号別紙2をご覧ください。佐土原にある宮崎市追手地区コミュニティセンターは、これまで地元自治会を指定管理者として、地域住民の皆様にご利用されてきた施設です。しかし、平成20年度に実施された施設評価により、本施設が「自治公民館」として利用されている実態があることから、施設機能を「廃止」、建物を「処分（譲渡）」とするとの評価となりました。その後、地元自治会に対して、説明を重ね、令和3年4月に施設を「無償譲渡」とすることで合意しました。それにより、資料一番上「概要」にあるように、用途廃止の条例改正を行い、併せて同条例施行規則についても改正を行うものです。</p> <p>続きまして、主な改正内容についてご説明いたします。資料21ページの議案第13号別紙1の新旧対照表をご覧ください。第2条、第3条、第4条において、指定管理者の文言の削除などを行っています。なお、議案第9号から議案第13号まで、いずれも令和3年4月1日から施行したいと考えています。説明は以上です。</p>
西田教育長	ただいまの説明について何かご質問はありますか。
委員	なし。
西田教育長	他にないようでしたら、順番にご承認いただきたいと思います。それでは、まず、議案第9号「宮崎市公民館処務規則の一部改正について」ご承認いただけますでしょうか
委員	異議なし。
西田教育長	続いて、議案第10号「宮崎市佐土原交流プラザ管理規則の一部改正について」ご承認いただけますでしょうか。
委員	異議なし。
西田教育長	続いて、議案第11号「宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程について」ご承認いただけますでしょうか。
委員	異議なし。
西田教育長	続いて、議案第12号「宮崎市公民館条例施行規則の一部改正について」ご承認いただけますでしょうか。
委員	異議なし。
西田教育長	最後に、議案第13号「宮崎市コミュニティセンター条例施行規則の一部改正について」ご承認いただけますでしょうか。
委員	異議なし。
西田教育長	<p>ありがとうございます。それでは、第9号から第13号まで全て承認されました。地域コミュニティ課長、ありがとうございます。</p> <p>次に、報告です29ページをご覧ください。本日、報告が6件です。報告第14号「臨時代理の報告について」ですが、こちらについては、傍聴者及び事務局職員の体質の必要がございますので、会次第7「行事予定」の説明後に報告をお願いします。</p> <p>それでは、報告第9号「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」、事務局から説明をお願いします。</p>
迫田教育局長	資料の31ページ報告第9号別紙をご覧ください。報告第9号「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」説明します。

	<p>現在の状況として、県内でのコロナ感染は、3月1日に2人の感染が確認されて以降、感染者は確認されていません。ニュース等の報道でもあり、1都3県の緊急事態宣言についても、3月21日解消の方向で調整が進んでいるところです。これを受けて、宮崎市でも3月19日（金）に宮崎市コロナ対策本会議が開かれる予定です。</p> <p>それでは、まず、「1 小中学校における感染拡大防止対策について」ですが、（1）時差登校・下校については、2月24日（水）より、通常登下校を可能としています。（2）部活動については、2月23日（火）より、県内において、県内他校との交流を可能としています。また、3月20日（土）より、県外他校との交流を可とするが、感染拡大地域及び感染流行地域との交流は行わないことと、実施の際は、感染状況をみて慎重に協議し、保護者の理解を十分に得たうえで学校長が判断することとしています。また、宿泊を伴う活動については、引き続き不可としています。</p> <p>「2 入学式について」ですが、中学校は4月9日（金）、小学校は4月11日（日）に開催予定です。最大1時間程度で開催し、感染拡大の状況によっては、急遽開催を中止とする場合もあります。開催する際の留意事項としては、主なものだけ説明します。来賓の出席については、PTA代表のみとし、「教育委員会あいさつ」は行わない。また、新入生の保護者に対しては、各家庭2名以内とし、参加人数を極力控えていただくということでご協力をお願いするとしています。入学式終了後の学級活動は、狭い教室や廊下に多くの人が集まることを避けるため、各家庭1人とし、その他の参加者については、体育館や屋外での待機を求めるという形で入学式を行いたいと考えています。報告は以上です。</p>
西田教育長	何か質問はございませんか。他にないようでしたら、続きまして、報告第10号「令和3年第2回宮崎市議会定例会の報告について」、事務局から説明をお願いします。
委員	なし。
西田教育長	他にないようでしたら、続きまして、報告第10号「令和3年第2回宮崎市議会定例会の報告について」、事務局から説明をお願いします。
迫田教育局長	<p>お手元に配布しました報告第10号別紙1をご覧ください。令和3年第2回宮崎市議会定例会について報告します。</p> <p>3月市議会定例会につきましては、2月19日（金）から3月12日（金）までの日程で開催されました。まず、一般質問についてですが、教育委員会に対し、13名の議員から69の質問をいただきました。いただいた質問につきましては、次のページの別紙2のとおりですが、主なものとして、新型コロナウイルス感染症関連では、「学校での発生状況やその対応、児童生徒へのケアや教職員の負担などについて」、コロナ関連以外では、「屋上への避難階段について」、「SNS相談について」、「35人学級について」などの質問がございました。また、吉田正樹議員の質問の中には、「夜間中学について」の質問もあり、これについては、市長より「設置に向け、前向きに取り組んでいく」との答弁がございました。</p> <p>次に、議案の状況についてですが、別紙1に戻っていただいて、中ほどの提出議案をご覧ください。今回、教育委員会関連議案とし</p>

	<p>て、議案第3号「令和3年度宮崎市一般会計予算案」と議案第19号「令和2年度宮崎市一般会計補正予算（第14号）案」の2件と今月31日で任期満了となる西田教育長の再任に係る、議案第111号「宮崎市教育長の任命について」の議案がございました。議案第3号、議案第4号の詳細につきましては、前回の教育委員会定例会でご説明していますので省略させていただきますが、いずれも可決されました。また、議案第111号についても同意が得られましたので、西田教育長におかれましては、令和3年4月1日から令和6年3月31日の任期で、引き続き、宮崎市教育長の職に就かれることとなりました。</p> <p>続きまして、提出報告につきましては、こちらに記載しており、公用車による車両破損が1件と学校内での事故が3件の計4件について報告しました。</p> <p>最後に、議案の可決にあたり、文教民生委員会委員長報告の中で教育委員会に関する意見・要望が4つほどありましたので、内容について、ご報告します。まず、「特別支援教育学び総合支援事業」については、「特別支援教育コーディネーターが十分に活躍し、効果が上がるよう、配置校の選定については慎重に行われたい。また、未配置校の学校の模範となるような取組ができるよう提案するとともに、さらに、今後の配置拡充に向けての事業検証にも取り組まれたい。」とのことでした。</p> <p>次に、「スクール・サポート・スタッフ配置事業」については、「学校現場において、業務の指示の出し方について考慮するとともに、配置校の選定及びスタッフの活用については、公平、適切なものとなるよう配慮されたい』とのことでした。</p> <p>続きまして、「歴史資料館改修事業」については、「特殊な構造があり、多額の工事費を要するとのことでもありますので、今後の収蔵庫としての活用方法に照らし、必要な仕様であるか精査した上で事業を実施されたい。また、当該施設周辺が通学路となっていることから、安全面についても十分配慮されたい」とのことでした。</p> <p>最後に、「郷土の歴史PR事業」については、「一人でも多くの子供たちが宮崎市の歴史に触れる機会を増やすことにより、郷土への愛着と誇りを持てるよう積極的な事業展開を図られたい。」とのことでした。3月定例会についての報告は以上です。</p>
西田教育長	<p>今、報告がありましたように教育長の職が継続となりましたので、今後ともよろしくお願いたします。</p> <p>それでは、報告第10号について、ご質問はございませんか。</p>
委員	なし。
西田教育長	<p>他にないようでしたら、続きまして、報告第11号です。「令和2年度宮崎市特別支援教育就学相談委員会（答申及びまとめ）の報告について」、事務局から説明をお願いします。</p>
牧野学校教育課長	<p>資料の34ページ、報告第11号別紙1をご覧ください。「令和2年度宮崎市特別支援教育就学相談委員会の答申及びまとめの報告について」です。</p> <p>宮崎市特別支援教育就学相談委員会は、幼児及び児童生徒が、就学先の選択を行う際、就学相談や保護者及び学校への支援を行うために設置しているものです。委員は、35ページの別紙2にありますとおりです。委員会当日は、委員20名のうち、所用のため欠席</p>

	<p>された4名を除く、16名で答申及び報告がなされました。本報告は、令和3年度小学校就学予定児童のうち、就学相談希望者の就学に関して、諸調査と保護者に対する教育相談をもとに審議を行った結果について報告するものです。令和3年度小学校就学予定児童のうち就学相談を受けた292名中、特別支援学校への就学が適当であるとの判断が33名、特別支援学級への就学が適当であるとの判断が116名、通常の学級への就学が適当であるとの判断が121名、附属小学校への就学や市外への転出が22名でした。報告は以上です。</p>
西田教育長	<p>ただいまの説明について、何かございませんか。</p>
委員	<p>なし。</p>
西田教育長	<p>それでは、続きまして、報告第12号「令和2年度第4回宮崎市いじめ防止対策委員会の報告について」、報告第13号「事故等の報告について」、ですが、こちらについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
西田教育長	<p>それでは、ここから非公開といたします。</p>
西田教育長	<p>それでは、ここで非公開を解除いたします。 次に、会次第「5 その他」に移らせていただきます。委員の皆さまから、情報提供等がありましたら、お願いいたします。</p>
今門代表教育委員	<p>3月1日の宮崎日日新聞で、善行児童の表彰を受けた生目小学校の児童の作文が載っていましたが、とてもいい作文で校長先生に全児童の前で褒められたことがとてもうれしくて、中学生になってもいいことを続けていきたいということが書かれていました。子どもの励みになっているんだと改めて感じたところです。次年度も企画総務課の善行児童生徒表彰事業が計画されて、予算が挙がっていましたが、是非、続けていただきたい事業だと改めて思いました。以上です。</p>
西田教育長	<p>ありがとうございました。他に何かありますか。</p>
柳田教育委員	<p>1点報告ですが、保護者からの苦情がありまして、3月4日の木曜日に、市内の学校に配置されているスクールカウンセラーから私に相談がありました。内容というのが、そのカウンセラーが相談を受けている話で、3月1日の月曜日に、市の教育委員会から、不登校状態にある子どもに対して、安否確認についての文書が届き、その文書の内容が、保護者としてはショックを受けるぐらいの強いものだったようです。お子さんが持病があり、いつ発作を起こすかわからないという背景もあり、就学前から学校に相談をしてきており、通学も学校行事でも常に付き添ってやってこられていたそうです。そのため、安否確認をする事案にはうちはあたらなはずであったのに、突然、このような文書が送りつけられて、非常にショックを受けられたということでした。私は3月4日にこの話をスクールカウンセラーから聞き、カウンセラーの話だけでは分からない点もありましたので、翌5日の金曜日には、その保護者の方に事務所に来ていただいて、お話を聞いたところです。これまで、自分達なりに頑張ってきたのに、このような文書を送りつけられて、私もこの文書を見たのですが、結構強い感じの内容で、大変強くショック</p>

	<p>を受けていらっしゃいました。その保護者の方も、文書の届いた2日後には、まず、学校に問い合わせをされ、校長先生もそのような文書が届いていたことは知らなかったということで、次は市教育委員会にも出向かれ、話をしたところ、手違いで、対象でない方にも文書を送ってしまったということで、謝罪はいただけたけれども、何か腑に落ちない感じがするし、私達以外にも同じような思いをされているご家庭があるのではないかとというようなことをおっしゃっていました。保護者の方のご希望としては、ただ謝っていただいても何の解決にもならないということと、もちろん不登校で安否が確認できないような家庭に対してこのような文書を送り、学校や警察、専門機関が介入する必要があるようなケースがあることについては理解はしているけれども、私達のようなことが起きないように出来れば、公の場で話をしてほしいとのことでした。私の一存で決められることではないので、その日のうちに企画総務課へ相談をして、その後、牧野学校教育課長からも電話をいただいて、週明けには、学校教育課に対応していただきました。そこから先は、学校教育課よりお話をさせていただきます。</p>
<p>牧野学校教育課長</p>	<p>それでは、報告いたします。今、柳田教育委員からお話のあった文書の件ですが、出席日数の不足というもので、目的としては何年か前に、千葉県で子どもの虐待死があったこともあり、安否確認が十分できていない、理由がないのに出席させていないご家庭に出す文書になります。子どもたちの命を守るために、そのような確認ができていない家庭に対して、「警察や児童相談所と連携して安否確認を実施します」という強い内容の文書になっております。この文書については、一回目は8月に、そちらは柔らかい文面で市の教育相談センターに相談をしてくださいということにしています。今回2月に出した文書については、安否確認を今後強制的にやりますよと受け取れるようなきつい内容の文面になっております。どのような家庭に出すかといいますと、安否確認が取れない、学校とのやりとりがない、また、正当な理由がないのに出席させていないと思われるご家庭です。手順としては、学校から学校教育課に名簿と現在の状況についての資料を提出してもらいます。そして、教育委員会から安否確認をして欲しい家庭の名簿と、これだけ欠席はあるけれども、文書の送付は必要ない家庭の名簿も提出してもらっています。その名簿がなければ、本当に出す必要があるのかの判断が難しいので、両方の名簿を提出してもらっています。学校教育課からは、今回のお子さんについて、欠席は100日を超えていますが、家庭と学校との連絡は取れているというような記述がありましたので、学校にこの家庭にも出すのか確認をしたところ、学校から、出して下さいという依頼がありました。さらに、発送する2日前にも、本当にこの家庭に出していいのだろうかということで、担当の方からもう一度確認の電話をし、2日後には出す予定ですが出しますかと聞いたところ、出して下さいということだったので、送付をし、今回ご家庭に届いているという流れです。</p> <p>先程の柳田教育委員のお話で、校長先生が文書について把握していなかったという話がありましたが、学校側は、1回目の柔らかい文章表現のものと同じような文書が送られると思い込んでいて、文書の確認を怠っていたということでした。問題点として、学校側が</p>

	<p>文書の内容を十分確認せずに処理をしていたということ、そして、学校が出していいですよと言ったものの本当に出してもよいのか、私どもの方が最終的な判断をすべきなので、それでも出すべきではなかったということが私どもの課題であったと思います。</p> <p>先日、学校のほうに保護者の方にお越しいただいて、学校と私どもとで謝罪をして今後の対応についても、話をさせていただいたところです。</p> <p>今後、文書の内容については、かなり厳しい内容の文面ですので、本当に慎重に扱わなくてはならないと思っております。それから、状況についても学校と丁寧に行わなくてはならないと思いました。また、学校教育課で、発送の可否をしっかりと判断して、学校任せにしないようにと考えております。また、そのことも保護者の方にお伝えしたところです。保護者の方からは、文書による回答を求められていますので、今日の教育委員会で、柳田教育委員にお話をさせていただくので、そこでの私の回答を含めて、回答とさせていただくということになりました。</p>
柳田教育委員	<p>この件に関してすぐに対応していただいたのは、すごく有難かったと思っております。保護者の方とは、連絡をとりたいと思っております。</p>
西田教育長	<p>気をつけていただきたいと思えます。他にご質問はありませんでしょうか。ないようでしたら、「宮崎市教育委員会第5次活性化プラン（案）について」、事務局からお願いします。</p>
委員	<p>なし。</p>
西田教育長	<p>ないようでしたら、続いて、「宮崎市教育委員会第5次活性化プラン（案）について」、事務局からお願いします。</p>
川辺企画総務課長	<p>手元の資料をご覧ください。1月の教育委員会の勉強会で皆様からご意見をいただきました宮崎市教育委員会第5次活性化プランの最終案の説明をさせていただきます。第5次活性化プラン取組としましては、大きく分けまして、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会会議の充実のための取組 2 教育現場の実情を把握するための取組 3 教育委員会の自己研鑽に関する取組 4 充実した教育行政を推進するための取組の4つとしており、これまでの取組を継承していく形でお示しをさせていただきました。その案と変更はしておりません。今回、柳田委員からご意見をいただきましたが、それにつきましては、1 教育委員会会議の充実のための取組のなかで、委員からの要望に柔軟に取り組んでいきたいと考えております。委員の皆様からも情報提供がございましたら、これまで通り、定例会のその他のところや、勉強会の時間等を活用いただければと思います。また、本プランの期間は、平成30年度から令和9年度までを計画期間としている第2次宮崎市教育ビジョンの中間見直しの時期と合わせるため、令和3年度から令和4年度までの2年間とし、この内容で取り組んでまいりたいと考えております。説明は以上です。
西田教育長	<p>ご質問等ありませんか。</p>
委員	<p>なし。</p>
西田教育長	<p>ないようでしたら、続きまして「宮崎市立小学校空調設備整備等</p>

	P F I 事業の進捗状況について」事務局から説明をお願いします。
野口学校施設課長	お手元の「宮崎市立小学校空調設備整備等 P F I 事業」という資料をご覧ください。昨年の 6 月から、小学校の空調設備につきましては、小学校 3 0 校において、P F I 事業として工事をおこなってきていたところですが、先月に工事が全て完了し、3 月 1 日に全ての学校で引き渡しまで終わりました。これをもちまして、昨年度に中学校の整備をしましたが、これと合わせて、全ての小・中学校で普通教室の空調設備については、整備が終了したことになります。今後につきましては、宮崎空港と新田原基地周辺の佐土原地区ですが、建物全体の空調設備が老朽化してきているということで、来年度に整備スケジュールを立てており、計画的に更新をはかっていきたいと考えております。また、特別教室の特に音楽室と理科室につきましては、整備の要望が強いので、今後整備するというので考えております。説明は以上です。
西田教育長	ありがとうございました。 他にございませんでしょうか。
川辺企画総務課長	委員の皆様にお知らせがございます。3 月 2 0 日で、午前 1 0 時 3 0 分から 1 1 時にかけて、UMK テレビ「のびよ！みやぎっこ」という番組で、大宮中学校でのコミュニティスクールの取組が紹介をされることになっておりますので、お時間の都合が付けば、ご覧いただければと思います。以上、お知らせでした。
西田教育長	これまでの説明でご質問等ございませんでしょうか。
委員	なし。
西田教育長	ないようでしたら、次に、会次第「6 次回教育委員会について」、事務局から説明をお願いします。
川辺企画総務課長	次回の教育委員会の開催ですが、令和 3 年 4 月 2 1 日（水）1 3 時 4 0 分から教育委員会室において開催したいと考えております。よろしく願いいたします。
西田教育長	ただ今説明のありました日時で、委員会を開催いたしますので、よろしく願いいたします。 続きまして、会次第「7 行事予定」について、事務局から説明をお願いします。
川辺企画総務課長	（ 行事予定説明 ）
西田教育長	それでは、資料 3 ページにお戻りください。 議案第 6 号「課長相当職以上の職にある者の人事異動について」、議案第 7 号「宮崎市教育委員会事務局処務規則の一部改正について」、議案第 8 号「宮崎市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」の 3 件と、資料 3 7 ページにごぞいます報告第 1 4 号「臨時代理の報告について」ですが、これらにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 4 条第 7 項により、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。
委員	異議なし。
西田教育長	それでは、ただいまより、非公開といたします。
西田教育長	それでは、ここで非公開を解除いたします。 以上をもちまして、第 3 回定例会を終了させていただきます。